

1. 議 事 日 程 (初日)

(令和5年那智勝浦町議会第2回臨時会)

令和5年10月31日

9時30分 開 議

於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	2
日程第2	会期の決定	2
日程第3	諸報告	4
日程第4	議案第61号 令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算(第8号)	5
日程第5	議員派遣について	11

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番	引地 稔 治	2番	吾妻 正 崇
3番	城本 和 男	4番	曾根 和 仁
5番	藤社 和 美	6番	西 太 吉
7番	加藤 康 高	8番	東 信 介
9番	松本 和 彦	10番	津本 ・ 光
11番	勝山 則 子		

3. 会議録署名議員の氏名

7番	加藤 康 高	8番	東 信 介
----	--------	----	-------

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名(6名)

町 長	堀 順一郎	副 町 長	瀧本 雄之
教 育 長	岡田 秀洋	参事(総務課長)	塩崎 圭祐
農林水産課長	村井 弘和	建設課長	楠本 定

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(2名)

事 務 局 長	寺本 尚史
事 務 局 主 任	上仲 映豪

~~~~~ ○ ~~~~~

[4番曾根和仁議長席に着く]

○議長（曾根和仁君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 開会

○議長（曾根和仁君） ただいまから令和5年第2回那智勝浦町議会臨時会を開会します。

本臨時会につきましては、換気のため議場の窓及び扉を一部開放して議事を行います。皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

なお、マスクの着用は自由となっております。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 開議

○議長（曾根和仁君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（曾根和仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

7番加藤康高君、8番東信介君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（曾根和仁君） 日程第2、会期の……。

3番城本君。

○3番（城本和男君） 議事進行というか、お願いします。

大事なことで確認をさせていただきたいと思います。

今日当局の出席が制限されているんですけども、この議会の開会について何か変更とか、そういうことがあったということなんでしょうか。その点お伺いしたいと思います。

○議長（曾根和仁君） この件については、局長に答えていただきたいと思います。

局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君） 今3番議員のお尋ねの件でございますが、去る10月27日の議会運営委員会において決定いたしまして、その旨、各議員さんに提示を、出席されていない議員さんにお知らせさせていただきました。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 時間を取らせて申し訳ないですけど、私もこれから聞いた話なんですけども、そのような話があって議運に提案されて決まったと。議運は確かに会議とか議案を審議する方法、どう審議するかという場ではあると思うんですけども、この議運だけでほかの議員に諮らずにもうこれ決められるのかどうか、これ聞いてない議員さんはあると思うんですよ、この話、知らなかった議員さん。

議運のこれが議会の開会に当たるこの大きな変更点について、これコロナの話だけじゃなしに出席議員の話になりますので、この大きな変更点についてこの議運の権限の中、範囲の中のことなんでしょうか。そのあたりお伺いしたいと思います。

○議長（曾根和仁君） 局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君） お答えいたします。

議会運営委員会の立場ですけれども、議長の諮問機関として議会運営全般のことを審議いただく場となっております。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 議会運営委員会は、そういう範囲内でやられているってことですね。議会改革、こういう大きな改革については、せつかく議会改革の特別委員会があるんですから、委員長は御存じなのかもしれませんが、そちらのほうで審議すべき話だと思うんですよ。

今回、議会の取決めの中で、コロナ禍にあって感染拡大を減らすために議場の説明員を制限して入れましようっていうのがこれまでの話だったと思うんです。しかし、これ5類にもう変わっているんですよ。これまず元へ戻すべきですよ、先に。

それと、もしコロナ関係なしに当局の全員出席から関係すると思われる人だけに出席するということになれば、これ同じように見えるんですけども、これ大きく議会の開催ということからしたら違うんですよ。委員長さんも委員さんもしこのことを議会開会をするときにもう出席員を制限して開会するというのを積極的に進められるのであれば、この決議っていうのは生きていると思うんですけども、どうもそうではないようなんです。これはどうも瑕疵、もしこれが瑕疵ある決議だとしたら、これは見直せばいいと思うんですけども、委員会を開催して問題点を整理してもう一度この件について見直したほうがいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 議会運営委員会は議長の諮問機関なので、今回の当局側の出席者を限定するっていうことは議会運営委員会で審議されて、議長の私も出席してましたので、その答申を了としたので、私の議長の責任の上で今回こういう決定をさせていただきましたが、今3番議員のように異論があるということですので、次回の議会運営委員会に再度諮って今後の方針を決めたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

3番城本君。

○3番（城本和男君） 貴重な時間を取らせまして、すいません、申し訳ございません。議会の健

全な運営にということで御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（曾根和仁君） ただいまの件でほかの議員から御意見ありませんでしたらそのまま進めたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） では、日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について、議会運営委員長報告を求めます。

7番加藤君。

○議会運営委員長（加藤康高君） おはようございます。

それでは、先日の議会運営委員会の結果について報告させていただきます。

去る10月27日、委員会を開催しております。

本臨時会に付議すべき事件は1件です。その内容は、令和5年度補正予算1件となっております。

会期は、本日31日、1日となっております。

それでは、議事予定表を御覧ください。

〔議事予定表朗読〕

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（曾根和仁君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日1日限りとしたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 諸報告

○議長（曾根和仁君） 日程第3、諸報告を行います。

町長より報告を求めます。

町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 皆さんおはようございます。

本日、令和5年第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用のところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、本議会に提案してございます議件の概要について御説明申し上げます。

本議会に提案しております議件は、令和5年度補正予算1件でございます。

議案第61号令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算（第8号）につきましては、林道小匠小森川線の林道災害査定に係る事業費が9月定例会後に決定をされましたので、今回災害復旧事業費の増額補正をお願いするものでございます。その詳細につきましては担当課長より御説明申し上げますので、何とぞ御審議をいただき、御可決賜りますようお願いを申し上げます。

議員の皆様方の特段の御理解と御協力を重ねてお願ひ申し上げまして、議案の概要説明とい

たします。よろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第61号 令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算（第8号）

○議長（曾根和仁君） 日程第4、議案第61号令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 議案第61号令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,469万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億8,286万5,000円とするものでございます。

第2条では、地方債の補正をお願いしております。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款11の地方交付税から款22町債まで、歳入合計で補正前の額99億6,816万7,000円に補正額1,469万8,000円を追加し、計99億8,286万5,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款10災害復旧費の補正、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

起債の目的欄、現年補助災害復旧事業について限度額を新たに補正し、補正額の限度額の計の額12億8,466万2,000円に410万円を増額し、補正額の限度額の計を12億8,876万2,000円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括として、このページの歳入と次の6ページの歳出について、それぞれ1,469万8,000円を増額をお願いしてございます。

6ページ、お願いいたします。

6ページ、歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金857万8,000円、地方債410万円、一般財源は202万円となっております。

7ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、補正額は202万円を増額で、計で34億

5,684万8,000円とするものでございます。

款16県支出金、項2県補助金、目8災害復旧費補助金、節1農林水産施設災害復旧費補助金、補正額は857万8,000円、補助率については65%となっております。

款22町債、項1町債、目10災害復旧債、節2現年補助災害復旧事業債410万円につきましては、説明欄記載の林道小匠小森川線災害復旧事業の財源として補正をお願いするものでございます。

8ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目2林道施設災害復旧費、節14工事請負費1,469万8,000円で、説明欄記載のとおり、本体の復旧工事費に1,319万8,000円、附帯工事費としまして150万円の補正をお願いするものでございます。

資料のほうをお願いいたします。

今回の林道小匠小森川線ののり面崩落の件については、これまでの梅雨前線、また大雨、豪雨、台風などによるのり面が崩落し、6月3日に現地確認を行っております。林道小匠小森川線につきましては、起点を小匠からとして終点を古座川町の小森川となっており、総延長は約9キロとなる林道でございます。

今回補正をお願いいたします被災箇所については、起点から3.6キロメートルの地点で大字高野地内というところでございます。

裏面をお願いいたします。

のり面にモルタルを吹きつけておりましたが、豪雨によりのにり面が林道に崩落し、林道を塞ぎ通行止めとなりました。幸い近くに迂回路がございましたので、迂回路への誘導を現在しておるところでございます。崩落の土砂は約41メートル、体積については784立米となっております。

工事につきましては、崩落土砂の撤去、のにり面への吹きつけ工事となっております。

なお、災害査定に係る測量調査費については、7月13日までに計画概要書を県に提出する必要があるため、予備費を373万3,000円を流用し、332万2,000円でみくまの測地に測量委託を行いました。

また、今回臨時議会での議案審議になった経緯につきましては、繰り返しになりますが、豪雨によりのにり面が崩落、6月3日に現地確認を行ってまいりました。6月12日に県のほうへ現況報告、6月26日に確定報告、7月13日に計画概要書の提出を行ってきております。9月12日に農林水産省技官らに現地査定を受け、9月29日に事業費の決定を受けてきております。

現地査定時に査定官のほうから、崩落土砂の道の部分ですね、見えてない部分、不可視の部分について土砂撤去後に再度協議の指摘がありました。不可視部分の確認後、協議に要する期間がおおむね1か月必要とのことであるため、12月議会での補正対応では3月議会までの明許繰越額の算定には間に合わないおそれがあるため、今回の臨時会での議案上程となりました。

説明は以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） では、質疑を行います。

1 番引地君。

○1 番（引地稔治君） 7 ページのこの財源なんですけど、地方交付税、上の200万円っていうのは、これ農林水産に対するあれなんか、町道維持管理、ここ町道ですよ、町道維持管理に出された交付税やったんか。

ほんで、次のこれは補助金か、ほんなら次の町債の災害復旧債っていうのは、これ交付税措置があると思うんですけど、災害復旧債っていう、0.5、57%ぐらいあったんかな、60%近く、この債、交付税措置の率はよかったと思うんですけど。

そうして、ほんでこの工事の残土、784立米ですか、これは現地処理になるのか、それとも大谷へ運ばれるのかと。

ほんで、説明によるとこれ吹きつけしてあった面っていうことなんですけど、これ今この崩れたとこを直ただけで、ほかの箇所、この写真でも見れる箇所の崩れる可能性っていうの、危険性っていうのはないのか。

ほんで、この小匠小森川線っていうのはよく災害で聞くんですけど、今までかつて人身事故っていうのはなかったんで多少にありがたいんですけど、交通量も少ないからそれで済むんでしょうけど、万が一人身のような事故があったとき、これ管理責任っていうのを問われんのか。ほんで、そういうとこもちょっと心配なので、そこもお伺いします。

そして、ここの林道なんですけど、よく、今回これ初めての崩れた場所やと思うんですけど、ほかのとこでちょこちょこちょこちょこ聞くんですけど、全体的にこの林道、毎年のように聞くんですけど、これ今後どのように考えてあるのか、補助率はなかなかいいあれなんですけど、でもそれでも多少の、今回でも400万円ぐらい要ったんですか、真水で。だから、今後これが重なるとどうしても小さいもんでもなっていくので、今後どのような対処の仕方を考えているのか、お答えください。

○議長（曾根和仁君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） まず、残土の行き先からお答えさせていただきます。

残土の行き先につきましては、運搬距離の関係がございます。補助金を受けて工事を行う関係上、経済性なども勘案する必要がありますので、大谷残土処分場ではなく、近いところにある民間の残土処分場に搬入する予定でございます。

あと、ほかの箇所での危険性でございますが、今のところ、モルタル吹きつけをしている区間につきましては特段危険性はないものと判断しております。

また、よく崩れるので事故の管理責任はないのかということでございますけども、日頃維持管理をしておれば責任はありませんけども、例えば危険な崩落しそうな岩盤があるのにそれを対処せず放置して、もし事故があれば管理責任が問われることとはなるかとは思っております。

そして、今後ほかにも崩れる箇所が多くあるのでどのように対応していくのかという点でございますけども、風化が激しく崩れそうなどにつきましては、林道の維持費あるいは予算を

いただいて町の費用でモルタル吹きつけ等の対応はしたいと思っております。

ただし、全線にわたり全てを修繕するのは費用的には困難でありますので、まずは風化の激しいところについて対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 今回の工事に係ります財源について御説明申し上げます。

まず、地方交付税につきましては、本町の自主財源と申しますか、そちらの分につきましてはこの交付税で賄ったというような形でございます。本来、災害復旧事業補助金というところで工事費、附帯工事を除く本体の工事に係ります65%が支給されます。その補助裏といたしまして、残りの部分につきましては林道復旧債というところで、現年災害復旧事業債というところを利用してございます。こちらにつきましては、充当率90%とすると交付税措置が95%というような形で非常に有利なものとなっております。

財源につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（曾根和仁君） 1番引地君。

○1番（引地稔治君） そうしたら、この危険箇所、今現在危険箇所と思われるところが何か所ぐらいいあるんかというのと、ほんで民間処理場ってということなんですけど、民間処理場って全然頭に思いつかないんですけど、場所を言えたら言うてください。

ほんでもう一つ、さっき聞きそびれたんですけど、附帯工事の150万円っちゅうのはどういう附帯工事なのか説明なかったもので、教えてください。

○議長（曾根和仁君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 危険箇所ですけども、パトロールで見ると今すぐ落ちそうなどころにつきましてはほとんどございません。

あと、残土処分場でございますけども、長井地区の太田川沿いにある民間の処分場へ搬入する予定でございます。

あと、附帯工事の内容でございますが、まず災害査定を受けるに当たりまして今回被災区間に7か所のポイントを設けまして、それぞれのり長とポイント間距離の合計面積で吹きつけの数量を算出し査定を受けております。

しかし、実際現場を施工する場合には、被災箇所の取り合わせ部分におきまして被災範囲を超えて被災区間の両サイドとのり面上部の一部健全な既設のモルタル吹きつけも取り除き、それらの部分も含めてモルタル吹きつけで復旧を行う必要が出てまいります。

ただし、国費による災害復旧事業では、被災範囲を超えて施工する部分につきましては補助の対象外となりますので、被災区間の両サイドとのり面上部それぞれ被災範囲を超える施工部分の費用としまして、人力によるモルタル吹きつけ取壊し60平方メートル、機械による取壊しが10平方メートル、そして復旧モルタル吹きつけ工が70平方メートル、またそのガラ処分等で5立方メートル、それに加えて諸経費を積み上げた額を附帯工事として計上させていただいております。



以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 1番引地君。

○1番（引地稔治君） ありがとうございます。

そうしたら、この民間処理場に行く処理費だけどれぐらい要ったのか、教えてもらえます。

○議長（曾根和仁君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 約470万円でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑ありませんか。

3番城本君。

○3番（城本和男君） お伺いします。

この道路は林道であるんですけども、よく聞くと何か地域の人たちにとってはどちらかというとうちよりもひよっとしたら小森川の人ですかね、この道を使って出てくるっていう話も聞いたんですけども、迂回路で今対応されているということなんですが、どれぐらいで、今の状況ですね、迂回路で対応できるのかどうか。

それと、現年度で、今年度中に完成するのかどうか、確認をしたいと思います。

それと、そうやって利用されているということで、もう林道でしか管理していく、1番議員さんもおっしゃっておられましたけども、林道で管理するしか方法はないんですね、予算的に見ても。これ将来の位置づけ、そういうお話だったと思うんですけど、もう一度確認したいと思います。

それと、この地域もこの林道もあるということもあってごみの不法投棄があるんですね。これ前にもかなりあったと思うんですけど、今の状況は、担当課長がおられないので確認はできないんですけど、状況等分かりましたらお願いしたいと思います。

それと、区内の町道部分ですかね、これ二、三年かけて改修してもらってると思うんですけども、今回この災害復旧の工事があることによってその傷みっていうんか、ないのかどうか。最終的にきれいにしてもらえるのかどうか、その点確認したいと思います。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 迂回路についてお答えさせていただきます。

幸い、これ写真には少し見づらいんですが、実は本当にこの災害箇所であった、この真裏といますか、本当にびっくりするぐらい同じ箇所のところに迂回路がございます。当初、迂回路を設置したときは整地が不十分であったので、その後少し工事に入っていただいて整地をさせていただきました。現在は、乗用車では十分通れるような状態になっております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） まず、年度内に完成できるかどうかでございますけども、農林水産課長の冒頭説明にもございましたように、不可視の部分、埋まってしまって道路の状態が確認できない部分に大きな追加等の工事が出れば年度をまたぐ可能性はございます。ただし、そうい

うのがなく、順序よく工事が進めば年度内完成は可能と考えております。

あと、林道で今後も管理していくのかどうか、町道にはできないのかという御質問ですけども、まず林道の定義としまして、森林の整備、保全、修繕を目的として森林内に設ける道路ということでございます。したがって、一般道と違まして道路構造令に基づいてはおりませんが、幅員や道路勾配が生活道に合う形とはなってございませんので、今後も林道として維持管理していきたいと思っております。

あと、町道の復旧に関しましては、大型車両が走る関係で傷みが出れば維持修繕工事で修繕していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

〔3番城本和男君「結構です」と呼ぶ〕

ほかに質疑ありませんか。

5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 1点だけお願いします。

先ほど管理の面で見回って風化の進んでいるところは対応しているということで、これも災害などで突発的なことやと思うんですけど、これを吹きつけ施工されたのは何年ぐらい前。何か比較的最近したところが崩れたように聞いたんですけども、その確認だけ。

結構新しい施工の中で起こったことならあまり目視とかでは管理し切れないかなあっていうのをちょっと思いまして。よろしくをお願いします。

○議長（曾根和仁君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 今回の林道につきましては、大小含めますと何度か災害が発生しております。これらにつきましては、ほとんどが前線や台風による集中豪雨に起因するもので、切土、のり面につきましては、岩盤質で風化が進んでいなければ日頃の雨天で発生しているものではございません。

近年、国費で対応した災害の場所としまして、今回の場所から小匠側に約200メートル下った箇所におきまして平成29年度に1件、そして令和元年度に今回の場所から約2.8キロメートル上流に進んだ古座川町にまたがるトンネルの手前で1件発生しておりますが、今回の災害箇所につきましては初めて災害が発生した区間でございます。

なお、その区間、今回の区間の吹きつけの完成は平成15年のものでございます。約20年前のものでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第61号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議員派遣について

○議長（曾根和仁君） 日程第5、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、令和5年度人権・同和教育啓発推進月間街頭啓発に議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、お手元に配付のとおり議員派遣することに決定しました。

なお、閉会中の議会で、議長及び議員が調査、会議等で必要な出張については議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、閉会中の議会で議長及び議員が調査、会議等で必要な出張については議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

本臨時会の本会議における発言に関し、会議録の調製時にその精査を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本臨時会の本会議における発言に関し、会議録の調製時にその精査を議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第2回那智勝浦町議会臨時会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時08分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 第2回臨時会の閉会に当たり御挨拶を申し上げます。

本日は、慎重な審議を行っていただきましてありがとうございました。今回冒頭にありました問題について、当局側の出席者を議案の関係する課に限定したことにつきましては、先日の議会運営委員会に諮って議長責任において決めたことですが、今回強い疑義がありましたので、今後また皆さん全員の御意見を伺った上で再度議会運営委員会で検討したいと思います。

そしてまた、堀町長におかれては、明日よりスペイン・フィステーラ市との交流事業に出発されるということで、道中の安全と今回このたびの訪問が本町にとって収穫の大きなものになるよう祈念いたします。

町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

第2回臨時会におきまして、議員の皆様方には慎重なる御審議を賜りまして感謝を申し上げます。おかげをもちまして、上程案件を原案のとおり御可決賜りましたことを心から御礼を申し上げます。

さて、明日から11月を迎えますが、朝晩の冷え込みが厳しくなってきました。体調も崩しやすい時期でございますので、議員の皆様方におかれましてはどうぞ御自愛をください。

それと、今議長からもお話ありましたように、明日からスペインのフィステーラ市と友好提携を結ぶために訪問したいと思います。こちらは熊野古道の終着点って言い方でいいんでしょうか、あちらもコンポステーラへ参った後、最後にそのフィステーラへ皆さんお参りするっというようなことのようにございますので、よく似た文化環境でございますので、なるべく実績が上がるように努めてまいりたいと思います。

結びに、議員各位の御健勝、御活躍を心からお祈り申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

令和 年 月 日

那智勝浦町議会議長 曾 根 和 仁

会議録署名議員 加 藤 康 高

会議録署名議員 東 信 介